定住促進のための住宅新増改築等支援金

支援金の返還に係る承諾書

　　年　　月　　日

阿　智　村　長　　様

　定住促進のための住宅新増改築等支援金の交付を受けるに当たり、定住促進のための住宅新増改築等支援金交付要綱を遵守し、支援金の返還に係る義務について連帯してその履行の責めを負います。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 支援金交付の区分 |  | 交付決定額 | 　　　　　　　　　　　円 |
| 住居の所在地 | 　阿智村　　　　　番地　　　 |
| 交 付 決 定 者 | 住　　所 | 阿智村　　　　　番地　　　 |
|  | 　　　　　　年　　月　　日生 |
| 勤 務 先 | 電話　　　（　　　）　　　　 |
| 連 帯 保 証 人 | 住　　所 | 電話　　　（　　　）　　　　 | 交付決定者との関係 |  |
|  |  | 性　　別生年月日 | 男　　女年　　月　　日 |
| 職業又は勤 務 先 |  | 月　収 | 円 |
| 連 帯 保 証 人 | 住　　所 | 電話　　　（　　　）　　　　 | 交付決定者との関係 |  |
|  |  | 性　　別生年月日 | 男　　女年　　月　　日 |
| 職業又は勤 務 先 |  | 月　収 | 円 |
| 備 考 | 1 交付決定者及び連帯保証人の印鑑証明書（発行後３か月以内のもの）を添付すること。 |

（裏面参照）

○ 定住促進のための住宅新増改築等支援金交付要綱（抜粋）

（支援金の返還）

第12条　支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、村長がやむを得ないと認める場合を除き、当該各号に定めるところにより支援金の全額又は一部を返還しなければならない。

(１)　虚偽その他不正な手段により支援金の交付を受けたとき、支援金の全額を返還しなければならない。

(２)　住宅用地取得支援金の対象となった住宅用地の取得後１年以内に住宅の建築に着工しなかったとき、支援金の全額を返還しなければならない。

(３)　住宅新増改築支援金の対象となった住宅又は中古住宅に、交付決定日から10年未満の間に他人への貸与、売却、転居、転出又は取り壊し等の理由により居住しなくなったとき若しくは第４条の要件を満たさなくなったときは、遅滞なく村長にその旨を届け出るものとする。この場合において、次の表により算出した金額（算出した金額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）を返還しなければならない。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定からの年数 | 返　還　額 |
| １年未満 | 支援金額の100分の100 |
| １年以上２年未満 | 支援金額の100分の90 |
| ２年以上３年未満 | 支援金額の100分の80 |
| ３年以上４年未満 | 支援金額の100分の70 |
| ４年以上５年未満 | 支援金額の100分の60 |
| ５年以上６年未満 | 支援金額の100分の50 |
| ６年以上7年未満 | 支援金額の100分の40 |
| ７年以上８年未満 | 支援金額の100分の30 |
| ８年以上９年未満 | 支援金額の100分の20 |
| ９年以上10年未満 | 支援金額の100分の10 |

２　支援金の返還請求を受けた者は、当該請求額を村長が定める期限までに返還しなければならない。